

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 14 号  
兵庫県立大学工学研究科国際交流推進委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 外国の大学等との学術交流に関すること
- (2) 国際交流にかかる制度の企画立案に関すること
- (3) その他国際交流に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部学生部長
- (2) 各専攻から 1 名ずつ選出された委員 6 名

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 号に掲げる委員を除く委員のうちから選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、兵庫県立大学国際交流推進会議の委員として、当該会議に出席するものとする。

(幹事)

第 6 条 委員会の運営を円滑にするため、委員長を除く構成員の中から幹事 1 名を互選する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の成立は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 9 条 委員会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 前項の専門部会に、委員以外の教職員を加えることができる。
- 3 専門部会の長は、委員長または委員長が指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、幹事が行う。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に第3条第2号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。